

ロ 退院(所)日又は認定日から起算して1月超3月以内の期間に行われた場合 130単位

ハ 退院(所)日又は認定日から起算して3月を超える期間に行われた場合 80単位

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して、若年性認知症ケア加算として、指定通所リハビリテーションを行った場合には、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

- 若年性認知症利用者に対処できる知識及び技術を有する看護職員又は介護職員を配置していること。
- 若年性認知症利用者の主治医等と適切に連携していること。
- 若年性認知症利用者のみにより構成される単位に対し指定通所リハビリテーションが適切に提供されていること。
- 若年性認知症利用者のためにふさわしい内容の指定通所介護を実施するとともに、利用者又はその家族等に対する相談支援、情報提供等を行っていること。

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養マネジメント加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び

食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録して

8 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない。

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(-)単独型短期入所生活介護費 (I)

a 要支援	597 単位
b 要介護 1	641 単位
c 要介護 2	712 単位
d 要介護 3	782 単位
e 要介護 4	853 単位
f 要介護 5	923 単位

(二) 単独型短期入所生活介護費 (II)

a 要支援	679 単位
b 要介護 1	723 単位
c 要介護 2	794 単位
d 要介護 3	864 単位
e 要介護 4	935 単位
f 要介護 5	1,005 単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(-)併設型短期入所生活介護費 (I)

a 要支援	563 単位
b 要介護 1	607 単位
c 要介護 2	678 単位
d 要介護 3	748 単位
e 要介護 4	819 単位
f 要介護 5	889 単位

いること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所であること。

12 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない。

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 介護・看護<3:1>

(-)単独型短期入所生活介護費 (I) <従来型個室>

a 経過的要介護	478 単位
b 要介護 1	641 単位
c 要介護 2	712 単位
d 要介護 3	782 単位
e 要介護 4	853 単位
f 要介護 5	923 単位

(二) 単独型短期入所生活介護費 (II) <多居室>

a 経過的要介護	522 単位
b 要介護 1	723 単位
c 要介護 2	794 単位
d 要介護 3	864 単位
e 要介護 4	935 単位
f 要介護 5	1,005 単位

(2) 併設型短期入所生活介護費 介護・看護<3:1>

(-)併設型短期入所生活介護費 (I) <従来型個室>

a 経過的要介護	450 単位
b 要介護 1	607 単位
c 要介護 2	678 単位
d 要介護 3	748 単位
e 要介護 4	819 単位
f 要介護 5	889 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)	
a 要支援	645 単位
b 要介護 1	689 単位
c 要介護 2	760 単位
d 要介護 3	830 単位
e 要介護 4	901 単位
f 要介護 5	971 単位
□ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅰ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅱ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅰ)	
a 要支援	641 単位
b 要介護 1	671 単位
c 要介護 2	718 単位
d 要介護 3	766 単位
e 要介護 4	814 単位
f 要介護 5	861 単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅱ)	
a 要支援	641 単位
b 要介護 1	671 単位
c 要介護 2	718 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) <兼程>	
a 経過的要介護	500 単位
b 要介護 1	689 単位
c 要介護 2	760 単位
d 要介護 3	830 単位
e 要介護 4	901 単位
f 要介護 5	971 単位
□ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	
a 経過的要介護	557 単位
b 要介護 1	741 単位
c 要介護 2	812 単位
d 要介護 3	882 単位
e 要介護 4	953 単位
f 要介護 5	1,013 単位
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅱ) <ユニット型準個室>	
a 経過的要介護	557 単位
b 要介護 1	741 単位
c 要介護 2	812 単位
d 要介護 3	882 単位
e 要介護 4	953 単位
f 要介護 5	1,013 単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	
a 経過的要介護	526 単位
b 要介護 1	707 単位
c 要介護 2	778 単位
d 要介護 3	848 単位
e 要介護 4	919 単位
f 要介護 5	979 単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (Ⅱ) <ユニット型準個室>	
a 経過的要介護	526 単位
b 要介護 1	707 単位
c 要介護 2	778 単位

d 要介護 3	766 単位
e 要介護 4	814 単位
f 要介護 5	861 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第 2 項の規定の適用を受けるもの及び同条第 4 項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第 4 項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第 124 条第 3 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が 100 を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第 2 条第 8 号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者生活介護費の注 2 において同じ。）で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。

d 要介護 3	848 単位
e 要介護 4	919 単位
f 要介護 5	979 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第 2 項の規定の適用を受けるもの及び同条第 4 項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第 4 項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第 124 条第 3 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が 100 を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第 2 条第 8 号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者生活介護費の注 2 において同じ。）で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

4 平成 17 年 9 月 30 日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）を利用している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

5 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指

3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指

定短期入所生活介護事業所に係る注2の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注2の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注2の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

ハ 栄養管理体制加算

- (1) 管理栄養士配置加算 12単位
- (2) 栄養士配置加算 10単位

注1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (2)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

ニ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

定短期入所生活介護事業所に係る注2の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注2の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注2の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

ハ 栄養管理体制加算

- (1) 管理栄養士配置加算 12単位
- (2) 栄養士配置加算 10単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所であること。

2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所であること。

ニ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

ホ 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 他の指定短期入所生活介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
- ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

ヘ 在宅中重度加算

(1) 夜間看護体制加算 10 単位

(2) 在宅中重度者受入加算

注1 (1)については、次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の看護師（※）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定短期入所生活介護を受ける利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

2 (2)については、指定短期入所生活介護事業所において、当該

利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ	(1)の夜間看護体制加算を算定している場合	415 単位
ロ	(1)の夜間看護体制加算を算定していない場合	425 単位

注1(※)については、平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員で差し支えないものとする。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a	要支援	698 単位
b	要介護1	732 単位
c	要介護2	781 単位
d	要介護3	834 単位
e	要介護4	888 単位
f	要介護5	941 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a	要支援	797 単位
b	要介護1	831 単位
c	要介護2	880 単位
d	要介護3	933 単位
e	要介護4	987 単位
f	要介護5	1,040 単位

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(-) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a	要支援	685 単位
b	要介護1	719 単位
c	要介護2	768 単位
d	要介護3	821 単位
e	要介護4	875 単位

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) 看護・介護3:1

(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)〈従来型個室〉

a	経過的要介護	558 単位
b	要介護1	732 単位
c	要介護2	781 単位
d	要介護3	834 単位
e	要介護4	888 単位
f	要介護5	941 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)〈狹室〉

a	経過的要介護	617 単位
b	要介護1	831 単位
c	要介護2	880 単位
d	要介護3	933 単位
e	要介護4	987 単位
f	要介護5	1,040 単位

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(-) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)〈ユニット型室〉

a	経過的要介護	624 単位
b	要介護1	834 単位
c	要介護2	883 単位
d	要介護3	936 単位
e	要介護4	990 単位

f 要介護 5	928 単位
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養 介護費 (Ⅱ)	
a 要支援	685 単位
b 要介護 1	719 単位
c 要介護 2	768 単位
d 要介護 3	821 単位
e 要介護 4	875 単位
f 要介護 5	928 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第 141 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

f 要介護 5	1,043 単位
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅱ) <ユニット型準 醒>	
a 経過的要介護	624 単位
b 要介護 1	834 単位
c 要介護 2	883 単位
d 要介護 3	936 単位
e 要介護 4	990 単位
f 要介護 5	1,043 単位
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第 141 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3) について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみ短期間の指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい認知症（法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1）で減算。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られることから介護を必要とする利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準として現行の施設基準に追加する内容は以下のとおり。

- 指定短期入所療養介護を行う単位について、利用者10人程度を標準とすること。